

古河電工グループ
グリーン調達ガイドライン

第3版

2023年7月
古河電気工業株式会社

目次

1. はじめに	2
2. 古河電工グループ環境基本方針	3
3. 古河電工グループ環境ビジョン 2050	3
4. 適用範囲	4
5. 用語定義	4
6. パートナーへのお願い事項	5
6.1 環境マネジメントシステムの構築	5
6.2 環境保全活動の実施	5
① 脱炭素社会への貢献	
② 水・資源循環型社会への貢献	
③ 自然共生社会への貢献	
6.3 製品含有化学物質管理	6
① 目的	
② 適用範囲	
③ 管理対象物質	
④ 製品含有化学物質管理体制の構築・運用	
⑤ 製品含有化学物質に関する情報提供	
6.4 その他	8
① 調査への協力	
② パートナーのお取引先への展開	
7. 事務・作業用品等のグリーン調達	8
8. グリーン調達ガイドラインに関する運用	9

1. はじめに

近年、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、資源の大量消費、生物多様性の損失、化学物質による汚染等、地球環境問題は世界が直面する重大な課題となっています。古河電工グループでは、これらの社会課題に対し、当社グループの有する技術・製品・サービスをもって解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

当社グループでは、「環境配慮事業の創出」および「気候変動に配慮したビジネス活動の展開」を強化するため、2021年に「環境ビジョン 2050」を策定しました。「脱炭素社会への貢献」、「水・資源循環社会への貢献」、「自然共生社会への貢献」の三本柱で構成され、環境に配慮した製品・サービスの提供および循環型生産活動を通じ、バリューチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献していきます。特に、事業活動における温室効果ガス排出量(スコープ 1、2)については、「チャレンジ目標 2050年ゼロ」を掲げています。

「環境ビジョン 2050」を実現していくには、バリューチェーン全体での取り組みが欠かせません。当社グループでは、グリーン調達を環境活動の重要な取り組みと位置づけ、環境保全活動を積極的に推進するお取引先様(以下、パートナー)から、環境に配慮した製品を、優先的かつ継続的に調達していきます。

これらの取り組みには、パートナーの皆様のご協力が不可欠となります。本ガイドラインには、当社グループの考え方と、パートナーの皆様に共に取り組んでいただきたい事項についてお示ししました。パートナーの皆様には、これまでの当社グループの環境活動へのご理解、ご協力に感謝するとともに、今後も皆様と共に「環境ビジョン 2050」の実現に向けて取り組んでいきます。

なお、本ガイドラインは、古河電工グループ CSR 調達ガイドラインにおける環境に関する事項について、パートナーの皆様への具体的なお願い事項をまとめたものとなります。古河電工グループ CSR 調達ガイドラインについても、ご参照ください。

2. 古河電工グループ環境基本方針

当社グループでは、2008年に「古河電工グループ環境基本方針」を策定しました。

古河電工グループ環境基本方針 (2008年制定、2011年4月改定)

環境理念	古河電工グループの私たち全員は、地球環境の保全が国際社会の最重要課題と認識し、素材力を活かした技術革新により、持続可能な地球の未来に貢献します。
行動指針	1 環境法規制及び顧客その他の要求事項を順守し、より高い環境目標を定め、地球環境保全の継続的な向上に努めます。
	2 地球環境に配慮した製品開発、及び新規環境事業の創出に努めます。
	3 製品のライフサイクル全段階において、気候変動対策、省資源・再資源化の推進及び環境負荷物質の削減等、環境リスクの低減に努めます。
	4 全ての事業活動が与える生態系への影響を評価し、生物多様性の保全と持続可能な資源利用に努めます。
	5 ステークホルダーとの対話により、自然・地域社会との共生に努めます。

3. 古河電工グループ環境ビジョン 2050

当社グループでは、2021年に「古河電工グループ環境ビジョン 2050」を策定しました。

「環境ビジョン 2050」は、「脱炭素社会への貢献」、「水・資源循環社会への貢献」、「自然共生社会への貢献」の三本柱で構成され、環境に配慮した製品・サービスの提供および循環型生産活動を通じ、バリューチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献していきます。

特に、事業活動における温室効果ガス排出量(スコープ 1、2)については、「チャレンジ目標 2050年ゼロ」を掲げています。

古河電工グループ環境ビジョン2050 (2021年3月策定)

環境に配慮した製品・サービスの提供および循環型生産活動を通じ、バリューチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献する		
1	脱炭素社会への貢献 バリューチェーン全体で温室効果ガス排出削減を目指す(事業活動における温室効果ガス排出量(スコープ1、2):チャレンジ目標 2050年ゼロ)	
2	水・資源循環型社会への貢献 水利用を最小化し、バリューチェーン全体で廃プラスチックを含めた再生材の利用を促進する	
3	自然共生社会への貢献 原材料も含めたバリューチェーンマネジメントを通じて、生態系への影響を最小化する	

スコープ1:自社工場・オフィスからの直接排出

スコープ2:自社が購入した電力、熱などの使用による間接排出

4. 適用範囲

本ガイドラインは、当社グループがパートナーから調達する全ての製品に適用します。

5. 用語定義

本ガイドラインに用いられる用語は、「ISO14001 (JIS Q 14001) 環境マネジメントシステム」及び ISO9001 (JIS Q 9001) 品質マネジメントシステムと、JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針による他、以下の通りです。

- 1) 調達品： 当社グループでは調達品を、生産資材等と事務・作業用品等に区分します。

生産資材等とは、当社グループの製品を構成する原材料、部品、中間製品、完成品、梱包材等の全部または一部とその付属品や補修品とします。

事務・作業用品等とは、紙類、文房具、オフィス家具、OA 機器、照明、消火器、作業用品等の一般購入物品とします。

- 2) 製品含有化学物質管理： 製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現するため、管理基準を明確にし、設計・開発、購買、製造、引き渡しの各段階において、適切な管理を実施すること。

- 3) 管理対象物質： 製品含有化学物質管理の対象とする化学物質。管理対象基準となる法規制や業界基準の対象となる化学物質から、chemSHERPA が特定します。

- 4) chemSHERPA: 製品含有化学物質情報伝達スキーム (Chemical information SHaring and Exchange under Reporting PArtnership in supply chain)。
chemSHERPA では、サプライチェーンにおける円滑・効率的な情報伝達のため、製品含有化学物質管理ガイドライン、管理対象物質リスト、情報伝達様式を整備します。

6. パートナーへのお願い事項

当社グループでは、環境保全活動を積極的に推進するパートナーから、環境に配慮した製品を調達することで、バリューチェーン全体で環境負荷を低減していきます。パートナーにおかれましても、当社グループの「環境方針」および「環境ビジョン 2050」に沿った、以下の活動を実施いただきますようお願いいたします。

6.1 環境マネジメントシステムの構築

- ・ISO14001 に相当する環境マネジメントシステム[※]の構築

※エコアクション 21、エコステーション、KES等の第3者機関認定登録制度による環境マネジメントシステムも同等といたします。

- ・環境関連法規制の順守
- ・目標設定および実行計画の立案

6.2 環境保全活動の実施

「環境ビジョン 2050」に定めた「脱炭素社会への貢献」、「水・資源循環社会への貢献」、「自然共生社会への貢献」に関連して、パートナーにおかれましても、製品のライフサイクル全体での環境負荷を考慮し、各段階においての取り組みをお願いいたします。

① 脱炭素社会への貢献

- ・製品の使用による温室効果ガス排出量の低減(使用段階の省エネ性能向上、省エネ貢献製品・技術開発、小型・軽量化、リサイクル材利用等)
- ・生産時の温室効果ガス排出量の低減(省エネ活動、プロセス改善、高効率設備への更新、燃料転換、電化、再生可能エネルギー利用等)
- ・輸送時の温室効果ガス排出量の低減(輸送効率化、電気自動車の利用、モーダルシフト等)

② 水・資源循環型社会への貢献

- ・資源投入量や希少資源に配慮した製品設計(小型・軽量化、長寿命化、リサイクル材利用、希少資源の使用量削減・代替材探索等)
- ・廃棄時に配慮した製品設計(分離・分解が容易、リユース・リサイクルが容易、プラスチック製品への材質表示、環境負荷物質の低減・代替材探索等)
- ・梱包・包装材への配慮(減量・減容化、簡素化、リユース・リサイクルが容易、リサイクル材の利用、環境負荷物質の低減、プラスチック包装材への材質表示等)

- ・立地する地域の水に関するリスク評価を行い、リスクを最小化する
- ・取水量の最小化、循環利用、雨水・再生水の利用、排水管理等
- ・廃棄物削減、リサイクルの推進

③ 自然共生社会への貢献

当社グループでは、生物多様性保全の取組みに関する包括的なガイドラインを制定しており、このガイドラインをもとに生物多様性に配慮した事業活動を行っています。

「古河電工グループ 生物多様性保全ガイドライン」

1. 事業活動が及ぼす生態系への影響を評価し、有害な影響の最小化と有益な影響の最大化を図る
2. 持続可能な資源利用と生物多様性保全のために、気候変動対策、省資源、再資源化の推進及び環境負荷物質の削減をこれまで以上に配慮する
3. 地域社会と連携した生物多様性の保全活動を実施する

- ・汚染防止(大気、水質、土壌・地下水等)
- ・環境負荷物質の削減、管理
- ・立地する地域において、生態系への影響評価を行い、負の影響を最小化する
- ・地域と連携した自然保護活動
- ・希少種の保護、外来種への対策

6.3 製品含有化学物質管理

製品による環境汚染防止や消費者保護を目的として、各国・各地域で製品含有化学物質に関する規制が制定されています。グローバルに事業を展開する当社グループでは、バリューチェーンに関わる各国・各地域の製品含有化学物質規制を順守するため、調達品の製品含有化学物質情報を収集・管理しています。

パートナーにおかれましても、以下の通り、製品含有化学物質管理を実施いただきますようお願いいたします。

①目的

- ・当社グループの調達品について、含有化学物質に関する情報や分析データをパートナーから入手し、適正管理する。
- ・当社グループが納入する製品について、含有化学物質に関する情報を速やかにお客様へ提供する。

②適用範囲

当社グループの製品に使用する全ての原材料、部品、完成品、梱包資材、並びに、当社グループの工場及び外注委託加工先の全ての生産工程で使用する搬送パレット類、治工具類や副資材等に適用します。

③管理対象物質

chemSHERPA 管理対象物質リストの最新版とします。

ただし、事業部門・グループ会社の属する業界や顧客要求に応じるため、お取引いただく事業部門・グループ会社の指示に従ってください。

④製品含有化学物質管理体制の構築・運用

・製品含有化学物質管理体制を構築してください。既に構築済みの品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムに組み込み、製品含有化学物質管理体制を構築しても構いません。製品含有化学物質管理体制を構築することで、その関連データが一過性のものでなく、一貫性と継続性を持って適正に管理されていると判断します。

・chemSHERPA 製品含有化学物質管理ガイドライン及びツール等を活用し、製品中の管理対象物質の含有調査を実施してください。

・chemSHERPA 製品含有化学物質管理ガイドラインに附属するチェックシートを活用し、自主評価を実施し、管理体制の改善・維持をしてください。

⑤製品含有化学物質に関する情報提供

・製品における管理対象物質の含有状況について、chemSHERPA のデータ作成支援ツール等を活用して調査し、その結果を依頼元に情報伝達してください。

・製品の環境不適合が発覚した場合は速やかに報告してください。別途協議の上、立入監査等に協力してください。

・取引後に知り得た調達品の成分情報及び廃棄処理に関する配慮事項と、他社の事故・違反に関する更新情報等についても自発的に提供してください。

6.4 その他

①調査への協力

- ・製品含有化学物質調査や温室効果ガス排出量調査等の環境関連調査にご協力をお願いいたします。

②パートナーのお取引先への展開

- ・パートナーの主要取引先を特定したうえで、本ガイドラインの内容を参考に、環境負荷低減への働きかけをお願いいたします。

7. 事務・作業用品等のグリーン調達

事務・作業用品等の一般購入物品については、国や地域において社会的に認知された環境ラベル等を参考に、環境に配慮した製品を優先的に調達します。

<参考>

●環境省 環境ラベル等データベース

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html#sec-category>

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>

●環境ラベルに関する ISO 規格

ISO では、環境ラベルをタイプ I ～Ⅲの3つに分類します。

- ・タイプ I (ISO14024) “第三者認証” 第三者認証による環境ラベル
- ・タイプ II (ISO14021) “自己宣言” 事業者の自己宣言による環境主張
- ・タイプ III (ISO14025) “環境情報表示” 製品の環境負荷の定量的な表示

8. グリーン調達ガイドラインに関する運用

- ①事業部門・グループ会社の属する業界や顧客要求に応じるため、お取引いただく事業部門・グループ会社の指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ②本ガイドラインとは別に定める基本契約書、覚書、購入仕様書、図面等に明示されている環境要求に付きましては、該当する法規制等と照合して所管の関係部門にて判断します。
- ③ご提供頂いた情報の機密保持については、十分に配慮し、厳重に取り扱い保管します。
- ④ご提供頂いた情報を元に調達品を選定・調達します。
- ⑤ご提供頂いた情報に関する変更・新たな情報がございましたら、その内容を速やかに、依頼元へご提供頂くようお願いいたします。
- ⑥本ガイドライン等に関する質問等は、依頼元にご確認ください。

